

政令番号165 フェノチオカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成19年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	使用量 合計
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県		3.5E+1						35.0
13	東京都								
14	神奈川県		3.5E+1						35.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県		1.8E+2						175.0
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県		7.0E+1						70.0
23	愛知県		4.6E+2						455.0
24	三重県		1.1E+2						105.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府		3.5E+1						35.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県		1.1E+2						105.0
37	香川県								
38	愛媛県		2.1E+2						210.0
39	高知県		1.1E+2						105.0
40	福岡県		1.1E+2						105.0
41	佐賀県		7.0E+2						700.0
42	長崎県		3.9E+2						385.0
43	熊本県								
44	大分県		2.5E+2						245.0
45	宮崎県		1.4E+2						140.0
46	鹿児島県		7.0E+1						70.0
47	沖縄県								
	全国		3.0E+3						2,975.0